

騒音障害防止のためのガイドライン パンフレット

健康診断



管理者の選任

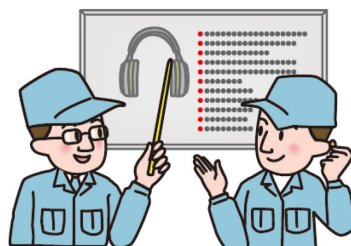


適切な遮音値の
聴覚保護具

適切な測定→対策



管理者、
労働者への教育



騒音障害防止対策は、その対象となる全ての作業場において広く浸透しているとは言い難く、更なる対策を進める必要があります。また、近年の技術の発展や知見の蓄積もあることから、厚生労働省は2023(令和5)年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。一度失われた聴力は元に戻りません。適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。

ガイドラインの主なポイント

- 騒音障害防止対策の管理者を選任する
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
- 聴覚保護具は適切な遮音値のものを用いる
- 雇入時等健康診断、定期の健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

ガイドラインについてのより詳細な情報は、ガイドライン本文、解説をご確認下さい。



ガイドラインの対象

作業環境測定が義務づけられている8作業場（別表第一）

+

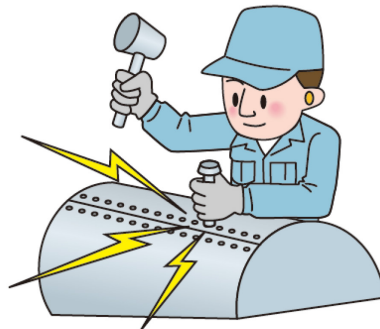
騒音が生じる可能性の高い52作業場（別表第二）

における業務

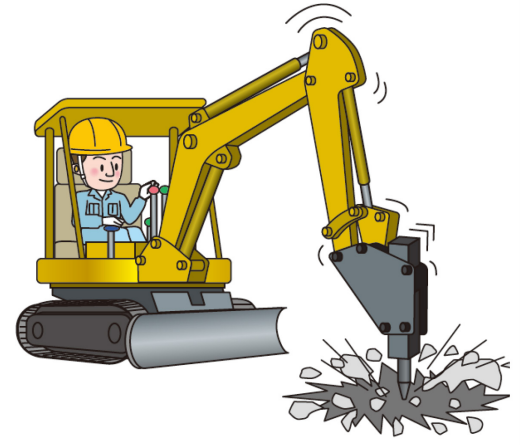
手持動力工具を取り扱う業務を
行う作業場



ハンマーを用いて金属の
打撃を行う作業場



車両系建設機械を用いた
掘削を行う坑内作業場



etc...

対象作業場の一覧

8ページ

対象以外の作業場でも、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講じてください。

事業者責務、製造業者留意事項

対象作業場を有する事業者は、ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減化等に努めてください。

機械設備等製造業者は、騒音源となる機械設備等について、設計および製造段階からの低騒音化に努めるとともに、騒音レベルに関する情報を公表することが望ましいです。

New

労働衛生管理体制

管理者の選任

New

- ☑ 衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者を選任し、ガイドラインで定める事項に取り組ませる

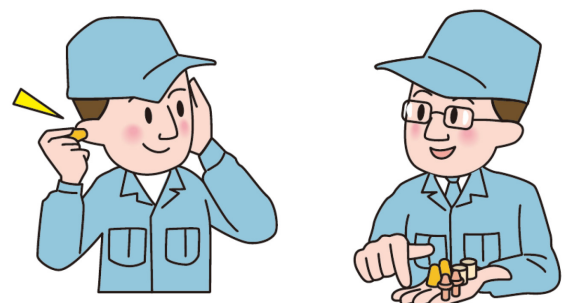
選任に当たっての教育

7ページ

元請事業者の責務

New

- ☑ 建設工事現場等において、元方事業者は、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行う



元方事業者が行う「指導・援助」とは、例えば、関係請負人が使用する機械・工具は低騒音なものを選定するよう促す、工事現場において関係請負人へ支給・貸与する設備等の騒音によるばく露を低減するための措置を講ずる等がある。

測定・評価

- 屋内作業場・・・作業環境測定
 - 坑内作業場・・・定点測定
 - 屋外作業場・・・定点測定 or 個人ばく露測定
- により等価騒音レベルを測定

作業環境測定の場合、下表に基づいて評価し措置
 作業環境測定以外の場合、測定結果から措置

6月に1回測定するほか、施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合は、その都度測定する。

作業環境測定

- ✓ 縦、横6m以下の等間隔の線の交点、高さ1.2～1.5mで測定 ①～⑬
- ✓ 音源に近接して行われる場合は、定点測定をあわせて行う B
- ✓ 1測定点につき10分以上継続して行う
- ✓ 表に基づいて評価する

定点測定

- ✓ 騒音作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなるとされる時間に、作業が行われる位置で測定する
- ✓ 10分以上継続して行う

個人ばく露測定

New

- ✓ 同種の業務に1台以上のばく露計による測定を行う
- ✓ 頭、首、肩の近くにばく露計を装着する
- ✓ 原則終日または半日測定する※
- ✓ ばく露計の落下、覆われに注意する

※ 2時間ごとに反復継続する作業を行うことが明らかな場合等、一定時間の測定を行うことで作業時間全体の等価騒音レベルを算定することが可能な場合は、測定の開始から終了までの時間が1時間以上であれば、測定時間を短縮して差し支えない

等価騒音レベルの推計

New

$$L_p = L_w - 20 \log_{10} r - 8$$

L_p (dB) : 推計値

L_w (dB) : 音響パワーレベル

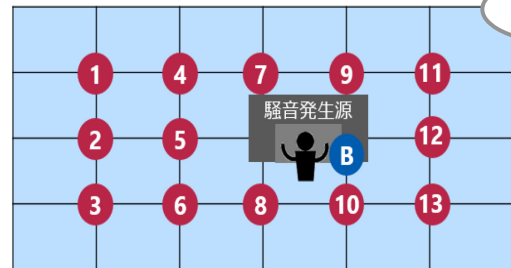
r (m) : 騒音源からの距離

- ✓ 地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない
- ✓ 音響パワーレベルを、機械等に貼付されたシールや銘板、カタログ等で確認する

※1 別表第2に掲げる屋内作業場や坑内作業場で、騒音源が移動する場合等は、上記に代えて個人ばく露測定により測定を行うことができる。

※2 屋外作業場で、地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない場所は、左記に代えて等価騒音レベルの推計により測定に代えることができる。

※3 別表第2の作業場について、第Ⅰ管理区分が継続している場所または等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所は省略可



New

		B測定		
		85dB未満	85dB以上 90dB未満	90dB以上
A測定 平均値	85dB未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB以上 90dB未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分



JIS C1509-1またはIEC 61252に規定する精度を満たすものを用いる

例：音響パワーレベル100dBのチェーンソーを50cmの距離で使用していた場合

$$L_w = 100$$

$$r = 0.5$$

より、左の式に代入して

$$L_p = 100 - 20 \log_{10} 0.5 - 8$$

$$= 98$$

よって、推計値は98 dBとなる。

措置

第Ⅰ管理区分・等価騒音レベルが85dB未満

- 作業環境の継続的維持に努めましょう

第Ⅱ管理区分・等価騒音レベルが85dB以上90dB未満

- ☑ 作業環境改善のため必要な措置を講じる
- ☑ 必要に応じて聴覚保護具を使用させる
- ☑ 第Ⅱ管理区分の場合は、標識によって、当該場所が第Ⅱ管理区分であることを明示する等の措置をとる

Point

New

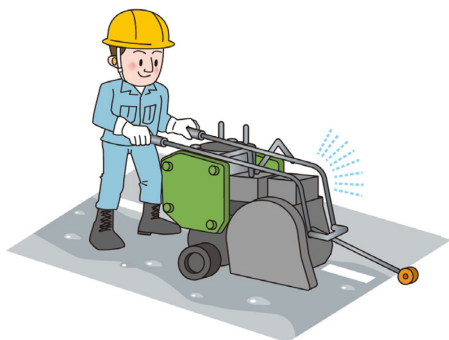
手持動力工具を使用する業務については、継続して第Ⅰ管理区分または等価騒音レベルが85dB未満の場合を除き、必ず聴覚保護具を使用させる

第Ⅲ管理区分・等価騒音レベルが90dB以上

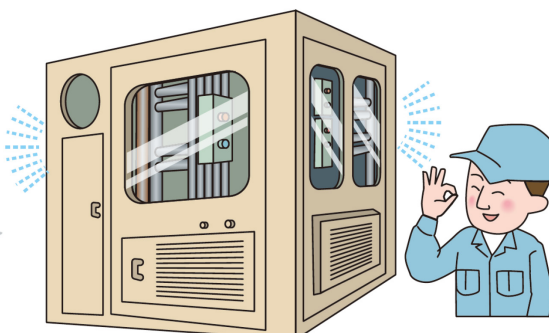
- ☑ 作業環境改善のため必要な措置を講じ、措置の効果を確認するため再度同じ方法で測定を行う
- ☑ 聴覚保護具を利用させる
- ☑ 聴覚保護具の利用を管理者に確認させる
- ☑ 聴覚保護具着用の必要性を見やすい場所に掲示
- ☑ 第Ⅲ管理区分の場合は、標識によって、当該場所が第Ⅲ管理区分であることを明示する等の措置をとる

具体的な措置の例

騒音発生源対策
低騒音型機械の採用



伝播経路対策
遮蔽物、防音塀等の設置



受音者対策
耳栓、耳覆いの使用



具体的な措置に当たっては、労働衛生コンサルタント等の専門家の活用を検討しましょう

記録

- ☑ 測定、評価、措置を記録する

(例) 作業環境測定を実施した場合の記録事項

- ①測定日時 ②測定方法 ③測定箇所 ④測定条件 ⑤測定結果 ⑥評価日時 ⑦評価箇所
⑧評価結果 ⑨測定および評価を実施した者の氏名 ⑩測定および評価の結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

※そのほかの場合の記録事項はガイドライン（別紙1～4）参照

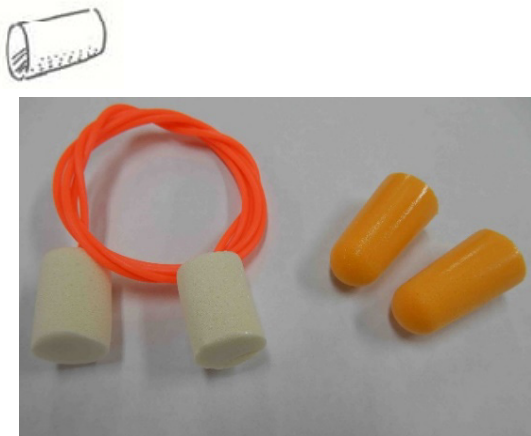


聴覚保護具

- ☑ 日本産業規格（JIS）T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値の聴覚保護具を選定する
- ☑ 危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話の必要がある場合は、遮音値が必要以上に大きい聴覚保護具を選定しないよう配慮する
- ☑ 管理者に、労働者に対し聴覚保護具の正しい使用方法を指導させた上で、目視等により正しく使用されていることを確認する

代表的な聴覚保護具

発泡タイプ（ウレタンフォーム）



ウレタンフォームは細い棒状にして外耳道に挿入し膨らむのを待ちます。持ち手付きの挿入しやすいものもあります。

<特長>

安価であり、正しく着用すれば、大きな遮音性能があります。

<注意点>

汚れを保持しやすいので、使い捨ての使用が衛生的です。

最大の遮音性能を得るには、着用の際、しわがでないようにできるだけ細く丸めるなどコツが必要です。

形成タイプ（形が決まっている耳栓）



ゴム、軟質プラスチック等の弾力性のある素材でだれの耳にもよく合うように作られています。

<特長>

洗って再利用できるため、変形しない限り長期間使用できます。

<注意点>

遮音性能は中程度です。

イヤーマフ（耳覆い）



イヤーマフ（耳覆い）は音を遮るために耳のまわりを覆うもので軟らかいクッションがついています。騒音レベルに応じて遮音性能が変化するものや、ノイズキャンセリング機能があるものもあります。

<特長>

脱着が簡単で、騒音源に短時間近づくときなどに有効です。

耳栓と併用することにより、より大きな遮音性能が得られます。

<注意点>

ヘッドバンドがあるため、一般的なヘルメットと同時に使えません。

作業時間の短縮

- 作業環境改善のための措置を講じた結果、第Ⅰ管理区分または等価騒音レベルが85dB未満とならない場合は、表を参考に、労働者が騒音作業に従事する時間の短縮を検討しましょう

表 等価騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準								
等価騒音レベル (dB)	85	86	87	88	89	90	91	92
1日のばく露時間	8時間 00分	6時間 20分	5時間 02分	4時間 00分	3時間 10分	2時間 30分	2時間 00分	1時間 35分
等価騒音レベル (dB)	93	94	95	96	97	98	99	100
1日のばく露時間	1時間 15分	1時間 00分	0時間 47分	0時間 37分	0時間 30分	0時間 23分	0時間 18分	0時間 15分

※ 日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告（2022年度）」の中の、VI. 騒音の許容基準にある、「表V1-2. 騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準」の一部抜粋

健康管理

雇入時等健康診断

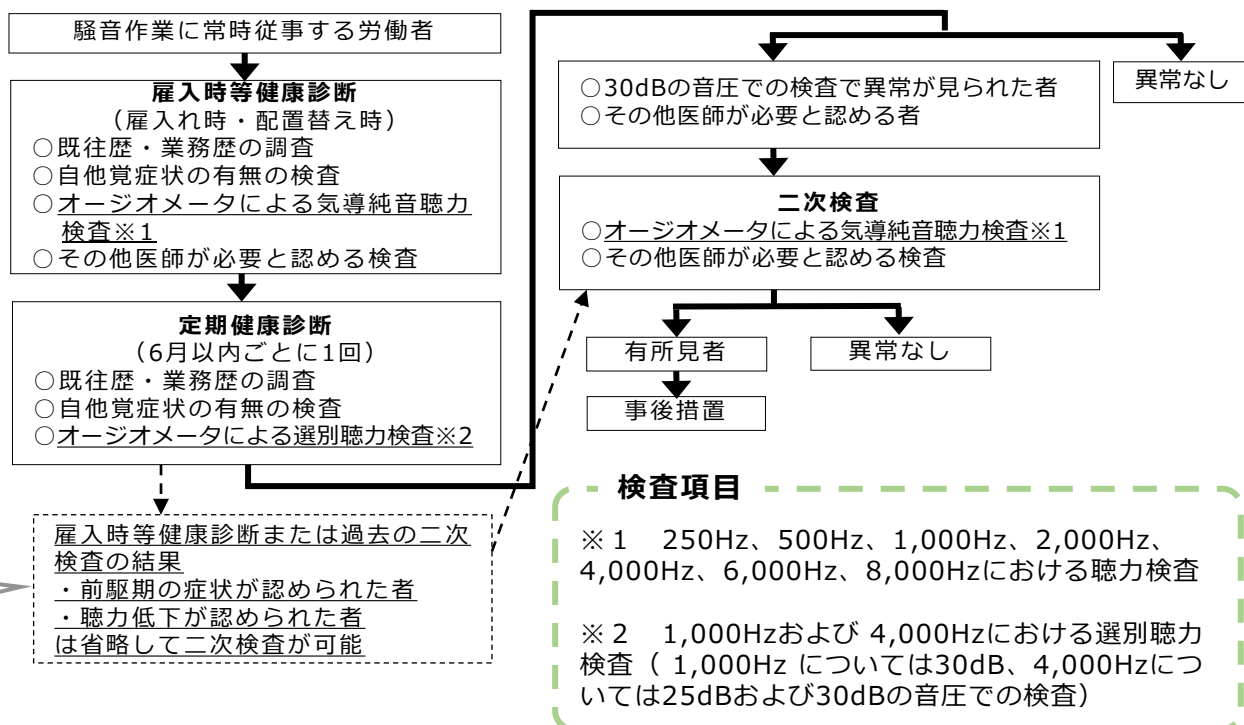
- ☒ 聴騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇い入れの際または当該業務への配置替えの際に、医師による健康診断を行う
- ☒ 結果を記録し、5年間保存する

定期健康診断

- ☒ 騒音作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行う
（第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所または等価騒音レベルが85dB未満であることが継続している場所において業務に従事する労働者については省略可）
- ☒ 30dBの音圧での検査で異常が認められる者その他医師が必要と認める者については、医師による二次検査を行う
- ☒ 健康診断の結果の評価に基づき、措置を講ずる
- ☒ 結果を記録し、5年間保存する
- ☒ 実施後遅滞なく、結果を所轄の労働基準監督署に報告する

区分	措置
健常者	一般的聴覚管理
要観察者 （前駆期の症状が認められる者）	第Ⅱ管理区分に区分された場所または等価騒音レベルが85dB以上90dB未満である場所においても聴覚保護具を使用させること その他必要な措置
要観察者 （軽度の聴力低下が認められる者）	
要管理者 （中等度以上の聴力低下が認められる者）	聴覚保護具の使用、騒音作業時間の短縮、 配置転換その他必要な措置

健康管理の体系



New

労働衛生教育

管理者教育

- ☒ 管理者を選任しようとするときは、当該者に対し、表の科目について労働衛生教育を行う

科目	範囲	時間
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	30分
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価 (2) 騒音発生源対策 (3) 騒音伝ば経路対策 (4) 改善事例	80分
3 聴覚保護具の使用および作業方法の改善	(1) 聴覚保護具の種類および性能 (2) 聴覚保護具の使用法および管理方法 (3) 作業方法の改善	40分
4 関係法令等	騒音作業に係る労働衛生関係法令および本ガイドライン	30分

労働者教育

- ☒ 騒音作業に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、上表のうち**影響の種類、聴力障害、聴覚保護具の種類および性能、聴覚保護具の使用法および管理方法**について労働衛生教育を行う

(注1) 管理者教育の講師は、既に選任されている管理者、労働衛生コンサルタント等、騒音についての知識ならびに騒音対策の実務についての知識および経験を有する者
労働者教育の講師は、当該作業場の管理者、衛生管理者等騒音についての知識を有する者

(注2) 第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所または等価騒音レベルが85dB未満であることが継続している場所において業務に従事する労働者の教育については省略可

計画の届出

- ☒ 労働安全衛生法第88条の規定に基づく計画の届出を行う場合、当該計画がガイドラインの対象作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面または図面を添付する

対象作業場一覧

別表第一

1. 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
2. ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
3. 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
4. タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
5. 動力によりチェーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務を行う屋内作業場
6. ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
7. チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
8. 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

別表第二

1. インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
2. ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
3. 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
4. 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
5. シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
6. 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
7. 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
8. 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
9. 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
10. 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
11. 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
12. 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務を行う作業場
13. ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
14. 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
15. ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
16. 丸のご盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
17. 内燃機関の製造工場又は修理工場、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
18. 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
19. 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
20. バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場
21. 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
22. 動力によりガasketをはく離する業務を行う作業場
23. 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
24. 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
25. プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
26. みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
27. ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
28. ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
29. 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
30. ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
31. カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
32. モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
33. コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
34. 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
35. 高速回転機により印刷の業務を行う作業場
36. 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
37. 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
38. 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
39. 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
40. 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
41. ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
42. 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
43. 岩石又は鉱物を動力により破砕し、又は粉砕する業務を行う作業場
44. 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
45. 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
46. 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
47. バイブレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
48. コンクリートカットを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
49. チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
50. 丸のご盤、帯のご盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
51. 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
52. 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積み込み等の業務を行う作業場

ご不明点は、お近くの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

